平成２２年（フ）第２５７号
静岡市駿河区国吉田４丁目28番１号　望月アパート301号
債務者　渡辺　　衛
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５５号
東京都昭島市松原町５丁目15番13―207号
債務者　尾股　　明
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４８７号
東京都立川市栄町６丁目９番地の９モンシャトー栄103号
債務者　金子　仁美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２４８号
群馬県太田市大原町702番地１
破産者　梅田　暢昭
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２９１号
富山市水橋開発町4023番地
破産者　堀　　弘子
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２７号
静岡県駿東郡長泉町竹原70番地　カーサビアンカ70―205号
破産者　菅野　善弼
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８号
滋賀県彦根市原町808番地46
破産者　小林　継男
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第９８６号
堺市南区原山台１丁５番２―1008号
破産者　片山　博己
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９９９号
堺市南区若松台２丁１番２―301号、開始決定時堺市南区若松台１丁２番10―1006号
破産者　國貞　重雄
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
大阪市平野区喜連２丁目１番17号　光コーポⅡ505号、開始決定時の住所大阪府茨木市西太田25―５　長島和眞方
破産者　長島　昭二
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
奈良県天理市柳本町2848番地７
破産者　吉崎　忠明
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第８７７号
岩手県奥州市胆沢区小山字北笹森28番地
破産者　織田　敦志
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５４号
盛岡市松園２丁目36番９号
破産者　勝又　美幸
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１２６１号
宮城県名取市増田７丁目14番15号
破産者　博田喜代志
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６２号
宮城県名取市増田７丁目14番15号
破産者　博田　節子
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
栃木県小山市大字雨ヶ谷新田27番地７　リベラルタウンＧ棟201号
破産者　伊澤　久江
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１１号
栃木県小山市大字生良1014番地
破産者　青木　康夫
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３４８３号
横浜市神奈川区菅田町776―１　西菅田２―８―202、住民票上の住所横浜市神奈川区三枚町570番地８
破産者　脇坂　広幸
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部